

憲法（配点 60 点）

【問題】

以下の【設例】を読み、【設問】に答えなさい。

【設例】

- 1 若者の政治参加を阻む構造的な障壁の一つは、被選挙権年齢（法定立候補年齢）である。国民は、成年者であっても、被選挙権年齢に達していなければ選挙に立候補することができず、議員になることができない。
- 2 被選挙権年齢を何歳に設定するかは国によってまちまちである。経済的先進国である OECD加盟国 38カ国では、一院制議会または下院については18歳が過半数（61%）を占め、次いで21歳（26%）、25歳（13%）である。二院制を採る加盟国 20カ国の上院については、最も多い年齢は18歳（40%）であり、次いで30歳（25%）である。
- 3 公職選挙法10条（以下「本件規定」という。）は、被選挙権について、衆議院議員、都道府県議会議員、市町村議会議員及び市町村長については25歳以上、参議院議員及び都道府県知事については30歳以上と定めている。これは、1950年に公職選挙法が制定されて以来、今日まで改正されることなく維持され続けている。
- 4 2015年6月、公職選挙法の一部改正（翌年6月施行）により、選挙権年齢の引下げがなされ、年齢満18年以上満20歳未満の者が選挙に参加することができることになったが、本件規定について見直されることはなかった。
- 5 2023年7月10日、19歳から25歳の6名が原告となって、本件規定は憲法に違反すると主張して、東京地方裁判所に国家賠償請求等の訴えを提起した。
国は、被選挙権の年齢制限は、公職に就いた場合に必要とされる知識や経験を踏まえた合理的な規定であると反論している。

【設問1】（配点 20 点）

被選挙権の憲法上の保障について、判例を踏まえて論じなさい。

【設問2】（配点 20 点）

本件規定の憲法適合性は、いかなる判断基準によって審査すべきか。判例を踏まえて検討しなさい。

【設問3】（配点 20 点）

本件規定の憲法適合性について、あなた自身の見解を述べなさい。なお、国家賠償法1条1項の適用上の違法性については、論じる必要はない。

（問題文の作成にあたって、齋藤由治「被選挙権年齢引下げに関する人々の意識—サーベイ実験による法定立候補年齢の研究—」社会科学研究76巻（2025年）201頁以下を参照した。）

以上